環境影響評価審議会等の設置状況について

政令市	有無	名称	位置づけ	根拠法令	設置理由	定員	任期
札幌市	○	環境影響評価審議会	附属機関	条例（第45条）審議会規則	この条例によりその権限に属することとされた事項を処理するほか，市長の諮問に応じて環境影響評価に関する重要事項を調査審議するため	15人以内	2年
仙台市	○	環境影響評価審査会	附属機関	条例（第46条）審査会規則	この条例によりその権限に属せられた事項並びに環境影響評価及び事後調査に関する重要な技術的事項を調査審議させるため	15人以内	2年
さいたま市	○	環境影響評価技術審議会	附属機関	条例（第49条）審議会規則	市長の諮問に応じ、環境影響評価及び事後調査に関し技術上必要な事項を調査審議するため	20人以内	2年
横浜市	○	環境影響評価審査会	附属機関	条例（第38条）施行規則	市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他の手続（港湾環境影響評価その他の手続を含む。）に関する事項を調査審議させるため	20人以内	2年
川崎市	○	環境影響評価審議会	附属機関	条例（第75条）施行規則	この条例に定める環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進するため	20人以内	2年
名古屋市	○	環境影響評価審査会	附属機関	条例（第36条）審査会規則	市長の求めに応じて、事前配慮、環境影響評価及び事後調査に関する技術的又は専門的事項について調査審議するとともに、市長に意見を述べる	20人以内	2年
京都市	○	環境影響評価審査会	附属機関	条例（第39条）施行規則	事前配慮指針及び技術指針の策定及び改定並びに方法書及び準備書についての市長の意見の陳述その他市長が必要と認める事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べるため	20人以内	2年
大阪市	○	環境影響評価専門委員会	附属機関	条例（第36条）	この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせるため	25人以内	2年
堺市	○	環境影響評価審査会	附属機関	条例（第51条）審査会規則	市長の諮問に応じ、事前配慮、環境影響評価、事後調査等に関し、技術上必要な事項を調査審議するため	15人以内	2年
神戸市	○	環境影響評価審査会	附属機関	条例（第35条）審査会規則	市長の諮問に応じ，環境影響評価及び事後調査に関する基本的事項又は重要事項を調査審議する	(一般) 25人以内 (臨時) 5人以内	2年
広島市	○	環境影響評価審査会	附属機関	条例（第38条）施行規則	市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他必要な事項について調査審議するため	20人以内	2年
北九州市	○	環境影響評価審査会	附属機関	条例（第30条）審査会規則	市長の諮問に応じ、この条例の施行に関し必要な技術的事項を調査審議する	25人以内	2年
福岡市	○	環境影響評価審査会	附属機関	条例（第32条）審査会規則	この条例，法又は福岡県環境影響評価条例の規定による環境影響評価，事後調査その他の手続に関する技術的及び専門的事項の審査を行う	20人以内	2年
新潟県	○	環境影響評価審査会	附属機関	条例（第36条）審査会規則	この条例の規定により環境影響評価及び事後調査に関する技術的な事項を調査審議させるため	15人以内	2年